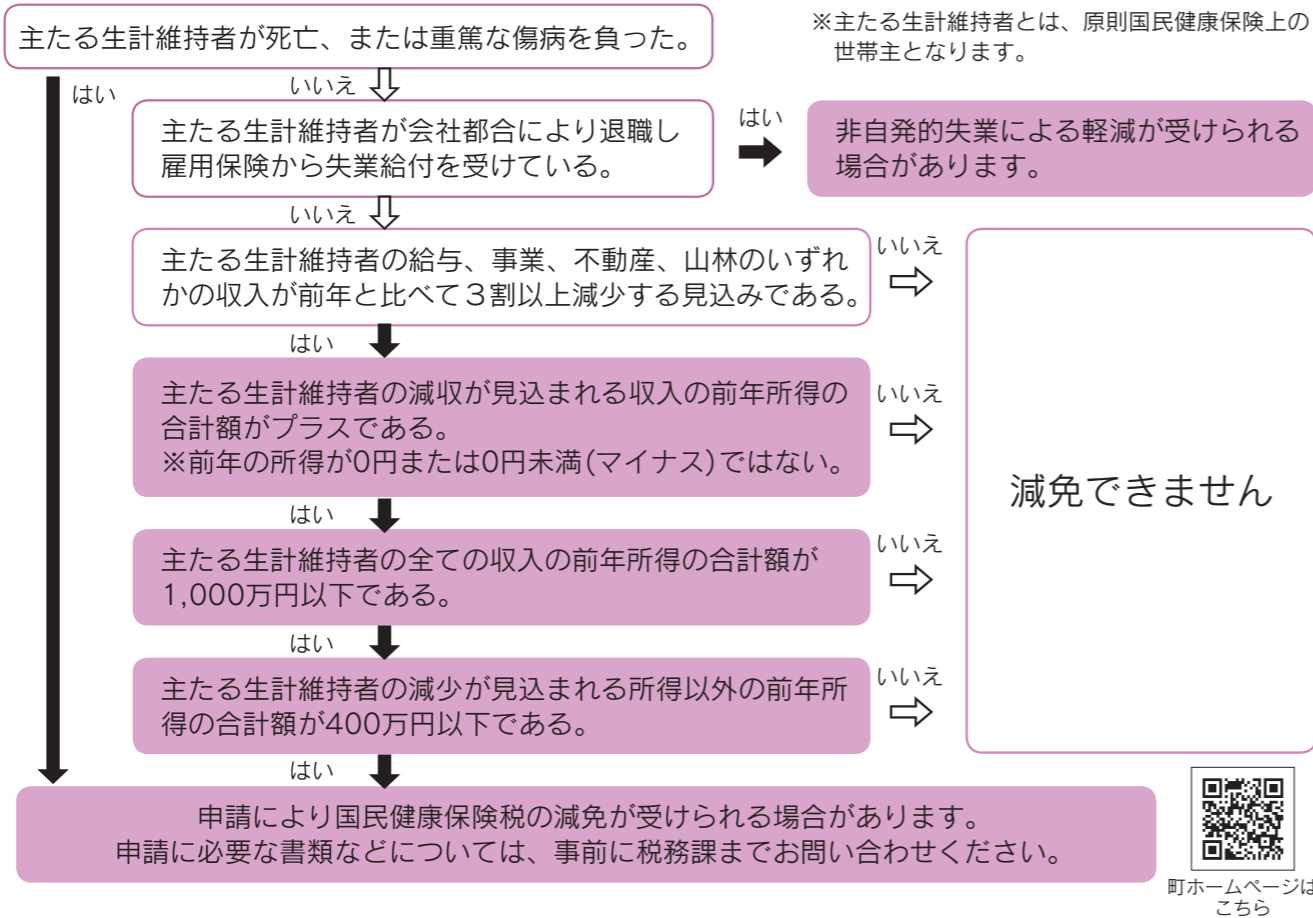


国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免簡易フローチャート



新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者(以下、主たる生計維持者)が死亡、または重篤な傷病を負った世帯や、収入が減少した世帯は、申請により国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

※「主たる生計維持者」とは、原則、国民健康保険上の世帯主をいいます。

減免の対象となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与の収入減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
 - (1) 令和4年中の事業・不動産・山林・給与いずれかの収入が令和3年に比べて3割以上減少する見込みであること
 - (2) 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること(0円やマイナスではないこと)
 - (3) 収入の減少が見込まれる所得以外の令和3年所得の合計額が400万円以下であること
 ※主たる生計維持者の3割以上減少が見込まれる収入にかかる令和3年中の所得が0円もしくはマイナスの場合は、本減免の対象となりません。

減免額

- 1に該当する場合 ⇒ 全額減免
 - 2に該当する場合 ⇒ 対象保険税額(A×B/④)に減免割合(⑤)をかけた金額を減免
- A**：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：主たる生計維持者の減少が見込まれる収入の令和3年の所得額(減少が見込まれる収入が2つ以上ある場合はその合計額)
C：主たる生計維持者と被保険者全員の令和3年の所得の合計額
D：減免割合

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合(⑤)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者が事業などの廃止や失業した場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部が減免となります。

●減免の対象となる保険税

令和4年度分の保険税のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。



国民健康保険税の改正

地方税法などの改正により、令和4年度課税分より未就学児(小学校入学前の子ども)の均等割額が5割軽減されます。この軽減措置は世帯の人数や所得に関わらず、一律に行われます。

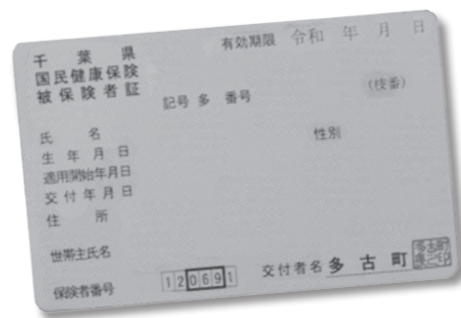
なお低所得世帯の軽減制度に該当する場合は、軽減後の均等割額をさらに5割軽減します。
※低所得世帯への軽減措置に関しては申請不要です。

ただし、所得が判明していない世帯については、低所得世帯への軽減措置が適用できませんので、所得の申告をお願いします。

■課税限度額の改正

未就学児1人に対する均等割額			
世帯所得による軽減割合	①均等割額(法定軽減後)	②未就学児軽減分①×0.5	③減額後均等割額①-②
7割軽減	9,000円	4,500円	4,500円
5割軽減	15,000円	7,500円	7,500円
2割軽減	24,000円	12,000円	12,000円
軽減なし	30,000円	15,000円	15,000円

※③の金額が新制度施行により国保加入する未就学児1人分の世帯負担税額です。



納税通知書の発送

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入をしていなくても、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主宛てに通知書を送付します。

申請方法

税務課窓口にて申請。※減免に該当すると思われる方は、下記のお問合せ先へ事前にご連絡ください。

申請期限

令和5年3月31日まで

介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

国民健康保険税と同様に感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する方は、申請により減免を受けられる場合があります。

お問合せ ● 国民健康保険税・介護保険料 ⇒ 税務課課税係 ☎ 76-5402
後期高齢者医療保険料 ⇒ 住民課国保年金係 ☎ 76-5401